

「教育勅語」の容認と銃剣道の学校教育への導入に強く反対する

公教育計画学会理事会声明

2017年4月3日

毎日新聞4月2日付の報道によれば、「政府は1日までに、戦前の教育規範とされた『教育勅語』の学校現場での扱いについての答弁書を決定し、『わが国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切だ』との立場を明確にした。同時に『憲法や教育基本法に反しないような形で教材として用いることまでは否定されない』との見解も示した」ということである。

また「平成二十九年三月七日受領答弁第九三号（内閣衆質一九三第九三号、平成二十九年三月七日）」の「衆議院議員逢坂誠二君提出教育基本法の理念と教育勅語の整合性に関する質問に対し、別紙答弁書」においても、「御指摘の『かかる条文』の意味するところが必ずしも明らかでないが、お尋ねの『日本国憲法で否定され、かつ、本決議で排除が求められるような勅語を教育に活用すること』が学校教育法等の法令に違反するか否かについては、個別具体的な状況に即して判断されるべきものである」と答弁している。

さらに松野博一文部科学大臣は、4月4日の記者会見において、道徳を教える際に教育勅語を教材とすることにつき、「どの教材を使って、どう教えるかは、憲法や教育基本法の趣旨に反しない限り、一義的には、教員や学校長の権限にある」と述べている。

今回、政府は、否定の否定によって、教育勅語をより広く学校現場での使用する道を開いたのである。

1948年に衆参両院でそれぞれ排除・執行確認が決議され、現憲法と相容れない趣旨の戦前の「教育勅語」を現行公教育制度の場で肯定的に使用することは、現行の憲法秩序と相容れない。指摘するまでもなく閣議決定で教育勅語を容認すること自体が問題である。閣議決定は、単に教育勅語を個人的な懐古趣味で論じることとは次元の異なる政策判断であるからである。

こうした閣議決定を行う内閣は、明らかに現行の憲法秩序を遵守し擁護する意思がないことは明白である。もとより昨年9月の「戦争法案」採決よりその意思は明らかなのではあるが、軍事や外交の場にとどまらず、学校教育の場にまで現行憲法秩序を否定しようという「意思」を貫徹させようとするのが今回の閣議決定の本質である。

こうした戦前の教育イデオロギーや憲法秩序への回帰という政策意思は、3月31日に公示された中学校学習指導要領で必修の「武道」の中に「銃剣道」を加えたことにも表れている。しかもパブリックコメントを行った改定案にも書かれていない「銃剣道」が本案で突然明記されたのである。NHKのweb（NHK News Web News Up 3/31）では、「あくまで表記に加えただけで、授業で必ず銃剣道をしなくてはいけないものではない」という文科省のコメントを紹介している。あまりにもいい加減な態度であり、姑息な言い訳である。

近代軍隊の創設とともに作られた「銃剣道」を導入するのは時代錯誤であることは言を俟たない。同時に、導入することが現行教育基本法に記されている「我が国や郷土の伝統」を根拠としているのであれば笑止千万である。「銃剣道」の成立は、明治期に陸軍が範としたフランス陸軍からの招聘教官が紹介したことに始まるからである。いずれにしても、任意団体が規定した「武道」の中に位置づけられている銃剣道を文科省が学習指導要領に明記するという付度こそが問題なのである。本来、近代軍隊創設時に作られた銃剣道を武道というカテゴリーに位置づけることの適否を文科省は改めて考えるべきではないのか。強制に対する取組が必要である。

本質的な問題は、教育内容の詳細に文科省などの国家権力機関が介入することこそが問題であり、自省すべき点なのである。文科省は、教育内容への国家権力の介入が子どもの権利をどのように阻害し否定してきたのかについて古今東西の史実が示していることを肝に銘ずべきである。

教育勅語や銃剣道を学校教育に持ち込むことは、人権と平和主義の憲法を遵守する立場から

も、また戦後の日本を支えてきた抑制的な軍事力と経済成長を優先するという保守主義の立場にとっても肯定できるものではないはずだ。

時代錯誤で、「保守」思想でもない論理で教育を行うことは、子どもたちを持って遊び、愚弄する行為であり、子どもの人権を一顧だにしない愚かな行為でもある。巷間話題の森友学園において、子どもたちが教育勅語を大声で唱和するという活動はその証左ではないのか。

主権在民・基本的人権尊重・平和主義をうたう日本国憲法ばかりでなく、2006年「改正」教育基本法の趣旨にさえも反する「教育勅語」の容認と「銃剣道」の導入について問題点を指摘し、反対するものである。